

第4期

岡崎市市民協働推進計画  
(案)

岡崎市



# 目次

---

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 用語の定義 .....	2
3 計画の位置付け.....	3
4 計画期間等 .....	3
<b>第2章 基本理念</b> .....	4
1 市民協働の理念 .....	4
2 市民協働の担い手の役割.....	5
<b>第3章 本市における現状と課題</b> .....	6
1 市民協働を取り巻く本市の状況 .....	6
2 市民協働の担い手の現状.....	9
3 第3期市民協働推進計画の評価・分析.....	10
<b>第4章 第4期の市民協働推進施策の展開</b> .....	21
1 施策の方向性 .....	21
2 重点事業一覧.....	22
3 具体的な施策.....	23
基本施策 1 市民協働に関する情報の収集及び提供 .....	25
基本施策 2 市民活動の支援及び推進 .....	28
基本施策 3 市民活動団体等の連携の推進及び強化.....	31
基本施策 4 市民活動拠点の充実.....	33
基本施策 5 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり等 .....	34
基本施策 6 町内会活動の活性化.....	36
4 実効性の確保 .....	39
<b>参考資料</b> .....	40
1 岡崎市市民協働推進条例 .....	40
2 岡崎市市民協働推進条例施行規則 .....	43



# 第1章 計画の概要

---

## 1 計画策定の趣旨

本市では、市民協働の推進について基本的な理念を定め、並びに市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民協働に関する施策及び市民活動の基本となる事項を定めることにより、これらを総合的かつ計画的に推進し、もって市民協働の推進を図ることを目的に「市民協働推進条例」を平成21(2009)年3月に制定しました。

本計画は、同条例の第7条に定める基本施策を推進する計画として定め、第1期市民協働推進計画を平成22(2010)年度から平成26(2014)年度、第2期計画を平成27(2015)年度から令和2(2020)年度を計画年度、第3期計画を令和3(2021)年度から令和7(2025)年年度を計画年度として、事業を実施し、市民協働の推進を図ってきました。

第3期計画の進捗状況を把握し、引き続き市民協働を推進し、市民活動団体等とともに自立した協働社会を構築し、豊かで市民力を生かした地域社会を実現するため「第4期市民協働推進計画」を策定します。

## 2 用語の定義

この計画では、「市民協働」、「市民活動」、「市民活動団体」及び「事業者」について、市民協働推進条例に基づいて、以下のとおり定義します。

### ●市民協働(条例第2条第1号)

市民、市民活動団体、事業者及び市が対等の立場で相互の関係を持ち、地域における公共的活動について、各主体だけでは成し得ない創造的状況が生まれること

### ●市民活動(条例第2条第2号)

不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動または良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、次のいずれにも該当しないもの

- ア 営利を目的とするもの
- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- ウ 政治上の主義を推進し、指示し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下エにおいて同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、指示し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- オ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの

### ●市民活動団体(条例第2条第3号)

市民活動を行うことを主たる目的とする団体

※市民活動団体には、地域で活動する「地縁型市民活動団体」と特定の目的を共有し、その実現を目指して活動する「テーマ型市民活動団体」があります。

例) 地縁型市民活動団体 :町内会、学区社会教育委員会、学区福祉委員会、学区女性団体、子ども会、老人会等

テーマ型市民活動団体 :福祉や環境、教育等をテーマに活動するNPO法人やボランティア団体等

※ 本計画では、第3章以降「市民活動団体」という場合、「テーマ型市民活動団体」を指しています。地縁型市民活動団体の事を指す場合は、「町内会等」と表記します。

### ●事業者(条例第2条第4号)

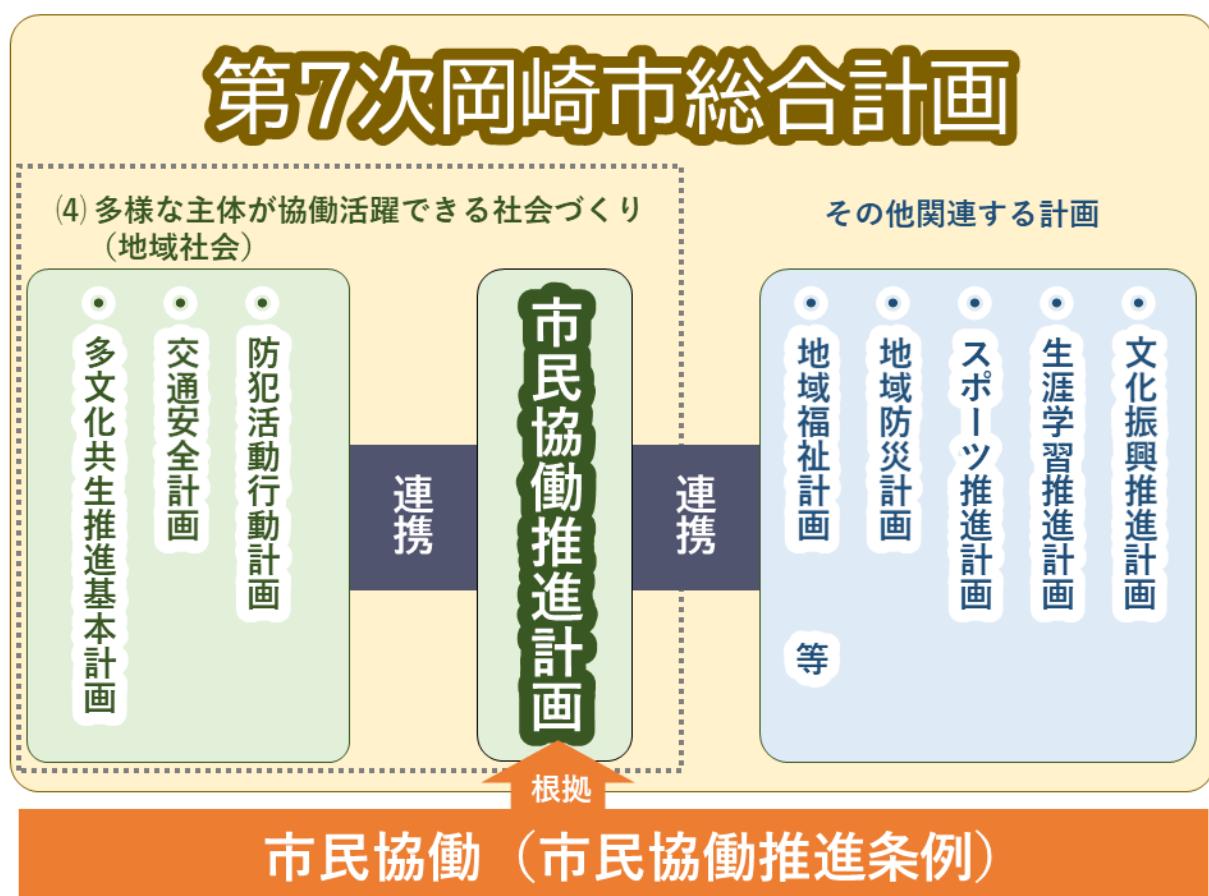
営利を目的とする事業を行う個人または法人をいう。

### 3 計画の位置付け

本計画は、岡崎市市民協働推進条例第7条に定める基本施策を推進する計画です。

また、上位計画である第7次岡崎市総合計画の総合政策指針の分野別指針「(4)多様な主体が協働・活躍できる社会づくり」に位置付けられており、人口構成変化や年代別人口偏在に起因する担い手不足に負けない町内会の持続的な活動を新技術導入などにより支援しつつ、多様な主体が協働・活躍できる地域共生社会の実現による安全安心なまちを目指すこととしています。

また、本市の他の関連する計画とも整合性を保ち連携しながら進めて行く必要がありますが、特に、市民一人ひとりの豊かさと市民力の向上が求められることから、市民一人ひとりの学びを応援し、その学びを地域へ還元していただくことを目的とした「第3次岡崎市生涯学習推進計画」との連携を図りながら推進します。



### 4 計画期間等

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間とするものです。計画の進捗にあたっては、令和11(2029)年度に全体の評価、最終年度となる令和12(2030)年度に見直しを行います。

# 第2章 基本理念

## 1 市民協働の理念

本市は、「市民協働推進条例」を平成21(2009)年3月に制定し、本市における市民協働の理念と施策を定めています。条例の前文には、市民協働の理念が記載されており、この理念に基づき市民協働を推進してくこととなります。

### [条例の前文(要旨)]

- 従来の行政手法の継続では、地域社会の変化、多様化した価値観やニーズに対応した公共サービスの提供が難しくなっています。また同時に、市民への説明責任や市民満足度の向上を果たすことが求められています。
- 今後の公共サービスのあり方としては、市民協働の推進により、本市の施策、活動、各種事業などの取り組みに市民の声を届かせることが必要であり、市民・市民活動団体・事業者・市が対等な立場で助け合い、支え合い、分かち合いの相互の関係を持ち、それぞれが自立していかなければなりません。
- 市民協働の根本にあるのは、お互いの立場を尊重する思いやりです。
- 市民協働の推進は、各主体だけでは成し得ない創造的状況を期待するものです。
- 市民に愛される地域社会を持続し、発展させ、真に豊かで暮らしやすい、市民が主体のまちを育てます。

## 2 市民協働の担い手の役割

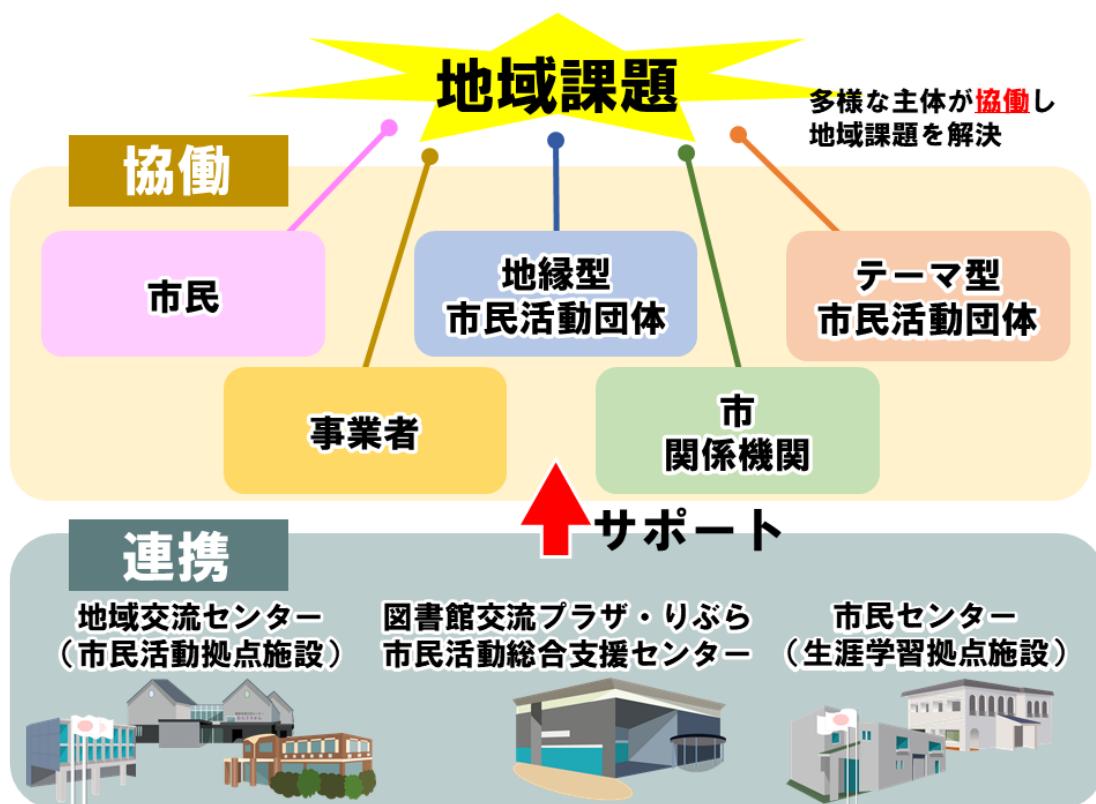
市民協働を推進するためには、市民協働の担い手である市民、市民活動団体、事業者または市がそれぞれの特性を生かして活動を行うことが必要です。また、多様な主体が協働して行うことで、単独では提供できなかった新しいサービスやきめ細かなサービスを行うことができます。そして、思いやりを持った、やさしさを感じる社会を築き、真に豊かで暮らしやすい、市民が主体のまちを育てる必要があります。

そのため、それぞれの役割について次のように市民協働推進条例で努力規定を設けています。

### 市民、市民活動団体、事業者及び市の役割

- (1) 市民は、地域の発展のために、市民活動に参加し、協力するよう努めます。
- (2) 市民活動団体は、自主性をもって市民活動を推進するとともに、その活動が広く市民に理解されるよう、市民活動に伴う情報を公開するよう努めます。
- (3) 事業者は、地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に協力するよう努めます。
- (4) 市は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策に、総合的かつ計画的に取り組むよう努めます。

この努力規定に基づき、それぞれの役割を尊重しながら市民協働の推進を図っていきます。



# 第3章 本市における現状と課題

---

## 1 市民協働を取り巻く本市の状況

### (1) 人口減少社会の中で市民協働の必要性が高まっています。

日本全体の人口が減少へと転換する中、国は、「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」(令和5(2023)年 地方制度調査会)において、「DXの進展を踏まえた対応」、「地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私の連携の深化」、「大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」を進める必要があるとしており、その中で、「地域社会においては、今後、様々な課題や資源制約が顕在化することが想定される。また、人口減少による市場の縮小は、民間事業者の撤退やサービスの縮小にもつながり、地域社会を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況となっていく。こうした環境変化によって生じる、人手不足や複雑化する課題に対応するためには、これまで主に行政が担ってきた様々な機能について、コミュニティ組織、NPO、企業といった地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていく環境を整備することが必要である。」としています。

本市においては、「一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」を将来都市像として、令和32(2050)年度を目標年度とする総合政策指針を策定しました。

4つの基本指針は、「公民連携による成長戦略の推進」「コンパクトな都市構造の構築」「まちへの誇りが育まれる社会づくり」「周辺都市との連携の推進」により、持続可能な都市経営を推進するとしています。また、今後10年間の各分野における取組の方向性を示す分野別指針では、「多様な主体が協働・活躍できる社会づくり」をはじめとして、そのほかの指針が連携しあいながら取り組んで、まちづくりを進めていくことをうたっています。

### (2) コミュニティのつながりが重視される社会が改めて見直されています。

地震や水害などの自然災害が、毎年のように全国各地で起こっています。その中で、被害を最小限に抑え、早期に復興に向けて動き出すためには、日頃から市民同士がお互いに助け合うコミュニティの重要性が改めて見直されています。実際に、令和6年1月に発生した能登半島地震においても、日頃の地域住民の人間関係や訓練が生かされ、地区の住民全員の命が助かる事例がありました。

防災をはじめとする様々な分野で、地域の課題を見つけ、その課題解決に向けた地域力の向上には、多様な主体(市民、「市民活動団体」、「町内会等」、事業者及び市)が協働した取り組みが必要です。

### (3)市民協働の担い手の確保が必要です。

市民協働の必要性が高まる一方で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」や、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の施行などにより、これまで市民活動を支えてきた層の生活スタイルにも変化が生じています。

変わりゆく社会環境の変化を踏まえ、これまで市民活動に携わる機会の少なかった世代や層にも市民活動に関心を持って参加してもらえるよう、多様な人々がそれぞれの立場や生活スタイルに合わせて関わられる仕組みづくりや、働きかけかたの工夫が必要です。

### (4)新しい生活様式と市民活動のあり方を考えしていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う様々な活動の自粛は、人との交流の機会を減少させ、市民活動においても暗い影を落としました。本市においては、団体の活動再開を応援するため、令和3年11月から令和4年3月末までの間、「市民活動団体」が使用する市民活動拠点施設の使用料を全額減免とする「市民活動リスタート支援」を行いました。

新型コロナウイルス感染症は、令和5(2023)年5月に「5類感染症」となりましたが、活動内容の変更を余儀なくされた団体もあるなど、大きな影響を与え、現在でもコロナ前の活動状況に戻っていない団体が多いことから、これから市民活動や交流のあり方を考えいく必要があります。

その手段として、新技術の活用や、市民活動や交流の継続を図るよう取り組んでいきます。

### (5)引き続きSDGsを意識した取り組みが必要となっています。

SDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和12(2030)年までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために17のゴールと169のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取り組みを示しています。

国では、「SDGs実施指針改定版」(令和5年12月19日)において、『現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されている』とされています。

SDGs推進には、様々な主体の役割が明文化されており、『市民社会は、「誰一人取り残されない」社会を実現するため、現場で厳しい状況に直面している人々や最も取り残されている人々、取り残されがちな人々の声を拾い上げ、政府・地方自治体へとそれらの声を届け、知見を共有する存在であり、SDGs関連施策の企画立案プロセスにおいてこうした人々の声が反映されるよう、橋渡しをすることが期待されている。』『新しい公共には、地域の住民が互助の精神で参加する公共的な活動を担う民間主体が、各地域に山積する課題の解決に向けて、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域の絆を再生し、SDGsへ貢献していくことが期待されている。』とされています。

本市においても、上位計画である岡崎市第7次総合計画の未来投資計画で、SDGsについての考え方を取り入れられており、第3期計画においても多様な主体が連携し、それが関連するゴールを意識して、地域課題解決に向けた活動を継続するための支援に取り組んできました。実際に、「市民活動団体」に向けて実施したアンケート結果によると、90%以上の団体が、自

らの活動に合うSDGsのゴールを意識して活動していることが分かります。2030年 の SDGs の終期に向けて引き続きそれが関連するゴールを意識し、課題解決に向けた活動を継続するための支援を進めて行きます。

## 【SDGs17のゴール】

- 目標 1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
- 目標 2 飢餓をゼロに
- 目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
- 目標 4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5 ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図る
- 目標 6 すべての人々に水と衛星へのアクセスを確保する
- 目標 7 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8 すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用及びディーセント・ワークを推進する
- 目標 9 レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る
- 目標 10 国内および国家間の不平等を是正する
- 目標 11 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
- 目標 12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
- 目標 13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
- 目標 14 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
- 目標 16 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
- 目標 17 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 2 市民協働の担い手の現状

### (1)「市民活動団体」は近年減少傾向にあります。

本市は、市民活動団体登録制度を設けており、登録団体に対し、支援を行っています。

令和 7（2025）年 4 月 1 日現在、462 団体が登録しています。

### (2)町内会は地域活動の中心的な役割を担っています。

町内会は、地域コミュニティの形成を図るとともに、防災、防犯、環境美化、福祉等の地域の課題解決に向けた、地域住民が自主的に形成する組織で、令和 7（2025）年 4 月 1 日現在、556 町内会あります。

また、町内会加入率は高い水準にあり、町内会活動が十分に機能しており、身近な地域活動が活発に行われているといえます。

町内会は本市にとって重要な協働のパートナーです。町内会の代表である総代を会員とする岡崎市総代会連絡協議会を通して、市政だよりの配布やちらしの回覧などの広報に関する業務や、地域の意見の取りまとめなど様々な行政事務を本市から依頼しています。

### (3)大学・事業者も連携して取り組んでいます。

本市には、大学・短期大学・専修学校・各種学校が 19 校（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）あり、個人事業主を含め事業所が 13,121 事業所（令和 3 年経済センサス－活動調査結果から）あります。このうち、従業者数 50 人以上の事業所が 468 事業所に上ります。

大学・事業者は、地域社会の一員として、まちづくりに不可欠な存在であり、附属機関等の委員として会議に参加する等の連携が行われています。また、防災、災害支援、福祉、環境美化等の各分野で大学や事業者と本市で協定を締結したり、連携して事業を実施したりするなどの取り組みが行われています。

### (4)様々な分野で市民協働事業を実施しています。

本市では、福祉、まちづくり、環境保全、子育て支援、地域安全などの様々な分野で市民協働事業を実施しています。

府内実態調査を行った結果、市全体で行われている市民協働を推進するための施策（「市民活動団体」等との協働、委託、補助金交付、会議、後援、表彰など 13 項目の事業について）は、令和 6（2024）年度の事業数は 160 件、決算額は 740,760 千円となっています。平成 30（2018）年と比較すると、件数、決算額共に減少しているものの、事業者や教育機関など複数の主体を絡めた協働事業が増えている傾向にあります。

### 3 第3期市民協働推進計画の評価・分析

「市民活動団体」へのアンケート、「町内会等」へのアンケートの結果をもとに事業の取組状況、課題・今後の方向性を取りまとめます。

第3期市民協働推進計画に位置付けられている事業ごとに、各担当課で実施状況の把握と評価を行った上で、市民協働推進委員会において評価を行いました。

全57事業中、今後「拡大・充実」と評価した事業が11事業、「継続」が42事業、「見直し」が4事業となっています。達成や廃止をする事業はなく、現行の事業を引き続き取り組んでいくことが重要です。一方で、新たな課題への対応には、新しい事業や既存の事業の見直し等が必要になっています。

	評価					
	達成	拡大 充実	現状 維持	縮小	見直し	廃止
<b>基本施策1 市民協働に関する情報の収集及び提供</b>	0	1	3	0	1	0
1 多様な広報媒体を利用した市民活動情報の発信			1		1	
2 市民活動の理解と参加へのきっかけづくり		1	1			
3 市民活動支援機関などの連携・情報共有			1			
<b>基本施策2 市民活動の支援及び推進</b>	0	3	9	0	0	0
1 市民活動への財政的支援		2	2			
2 市民活動を担う人材の発掘・育成			4			
3 事業者による支援		1				
4 中間支援組織による支援			1			
5 公益活動の促進			2			
<b>基本施策3 市民活動団体等の連携の推進及び強化</b>	0	2	6	0	1	0
1 市民協働の担い手の連携の推進及び強化		1	2			
2 市民協働を担う人材の育成			4		1	
3 市民協働コーディネーターの活用		1				
<b>基本施策4 市民活動拠点の充実</b>	0	3	3	0	0	0
1 市民活動拠点の充実		3	3			
<b>基本施策5 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり等</b>	0	0	8	0	2	0
1 市民協働推進体制の充実			5		1	
2 市民参加・参画手法の推進			2			
3 本市職員の意識改革			1		1	
<b>基本施策6 町内会活動の活性化</b>	0	2	13	0	0	0
1 情報の提供			2			
2 活動の支援			5			
3 町内会等の負担軽減			3			
4 活動拠点施設の充実			3			
5 支援体制の強化		2				
合計	0	11	42	0	4	0

# 基本施策1 市民協働に関する情報の収集及び提供

## ①取組状況

- 各広報媒体(おかざき市民活動情報ひろば(以下「情報ひろば」と言います)、SNS、メルマガ、情報誌等)を活用し、市民活動に関する市・地域交流センター等からの情報発信及び「市民活動団体」からの情報発信の支援を行いました。
- 市民活動に関する制度やイベント等について、各課からの依頼に基づき、地域交流センターでのチラシやポスター配架を行いました。



「おかざき市民活動情報ひろば」トップページ



情報誌「まちのワ！」

## ②「市民活動団体」へのアンケート調査結果

- 「情報ひろば」による団体情報のPR支援は 69.5%が『評価する』とある一方で、『わからない』が 17.8%、『制度を知らない』という声もありました。
- 市民活動メールマガジンは、57.6%の団体が登録していないほか、『メールマガジンを必要と考えていない』『メールがうまくできない』という声もありました。
- 市民活動に関する情報は、65.1%が『交流センター等のポスター・チラシ』から得ており、次いで 40.8%が『ホームページ』から得ているなど、デジタルとアナログ双方の手法で情報取得しています。(図1参照)
- 「市民活動団体」による情報発信の手法としては『チラシ・ポスター配架』(44.9%)によるものが最も多く、次いで『情報ひろば』(38.9%)によるものが多い状況です。『自身のホームページ』(28.3%)や『SNS』(26.5%)による情報発信を行っている団体もあります。(図2参照)

図1 市民活動に関する情報収集手段(複数回答可)

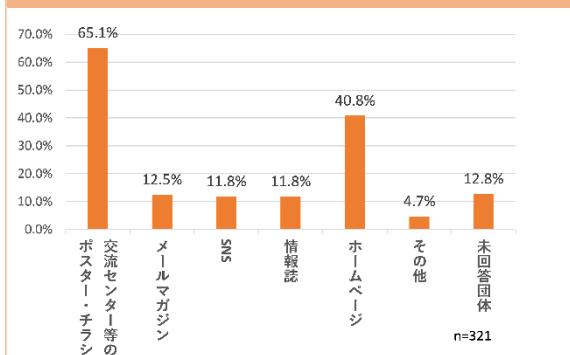
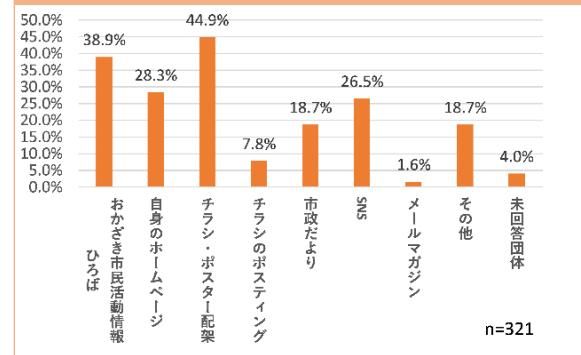


図2 活動の広報手段(複数回答可)



- 新型コロナウィルス感染症の拡大防止をきっかけにオンラインツールを導入した団体も 21.2% ありました。

## ③分析結果

- 時代の流れやニーズに合わせて情報発信や取得の手法を検討していく必要があります。
- コロナ禍を経てオンラインツールを導入した団体が多くあることから、オンラインによる情報発信と、そのサポートがこれまで以上に必要です。



「商ビジネス市民活動連携事業」動画配信ページ

## 基本施策 2 市民活動の支援及び推進

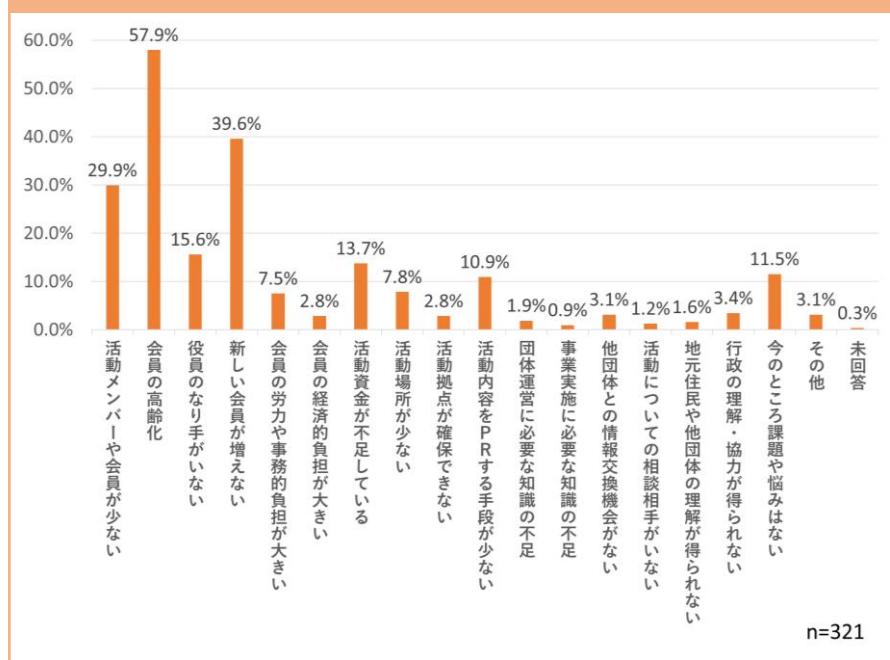
### ①取組状況

- 市民公益活動事業費補助金、市民活動総合補償保険の運営、他の助成制度の紹介、市民活動拠点施設での相談事業など「市民活動団体」への支援を行いました。
- 市民活動の担い手の育成講座の実施や様々な地域交流センターでのイベントを協働で実施することにより、団体のマネジメント能力の向上を図りました。
- 中間支援NPOの専門性とノウハウを生かし、様々な団体や個人をマッチングすることで市民活動支援を行いました。
- 地域交流センターにおいて、市民活動の支援や推進に係る研修を行い、各団体の課題や規模及び特性に合わせた講座を行いました。

### ②「市民活動団体」へのアンケート調査結果

- 活動年数が『21 年以上』の団体が全体の 42.7%を占め、活動の継続性が保たれています。一方で、『5 年以下』の団体は 5.3%と、新しい団体の割合は低い状況です。
- 団体の構成員の人数は 20 人以下が 58.6%と多くを占めています。
- 年間支出額は、50 万円未満の団体が全体の 70.7%を占めています。
- 活動資金源は「会費収入」が最も多く 75.4%を占めています。
- 「市民活動団体」の中で感じる問題点や課題の中では、前回調査同様に「会員の高齢化」「新しい会員が増えない」「活動メンバーや会員が少ない」が多くなっていますが、活動年数が長くなるにつれて「会員の高齢化」に悩む団体が増加する傾向にあります。一方で、活動歴が短い団体は「活動メンバーや会員が少ない」「活動内容を PR する手段が少ない」「活動資金が不足している」ことで悩む団体の割合が高い傾向にあります。(図3参照)

図3 団体の活動の中で感じる問題点や課題(複数回答可)



- 「市民活動団体」として登録をした理由は「施設使用料の団体料金適用」が 38.6%と最も多く、次いで「活動の幅を拡大したかったから」が 20.9%となっています。
- 図書館交流プラザ、地域交流センターの市民活動団体料金での利用について 81.7%が「大変評価する」「評価する」としており、依然として評価が非常に高い状況です。
- 支援事業に対する評価では、「事業についてわからない」と回答した割合が、市民公益活動事業費補助金は 33.0%あり、市民活動拠点施設での市民活動相談は 25.9%あります。
- 市民公益活動事業費補助金を申請したことのない団体が 74.8%で、申請しない理由としては「活動資金が不足していないため」「手続きが手間であるため」となっています。
- 前回調査では、「補助制度があることを知らなかった」が 8.8%でしたが、今回調査では 10%と増加しているものの、補助制度についての認知度は概ね横ばいだと考えられています。

### ③分析結果

- 活動するための資金源は、大半が会費収入となっています。安定的な収入確保のため、他の手法による活動資金調達のための支援が必要な団体があります。
- 「活動場所の提供」、「広報の支援」、「資金面での支援」、「情報提供」への期待度が依然として高い状況です。
- 資金の調達方法や団体の PR 方法など、団体の活動の段階に合わせた支援が必要です。



「商ビジネス市民活動連携事業」  
市民活動団体の紹介動画の作成  
(愛知県立岡崎商業高等学校、市登録市民活動団体、市)

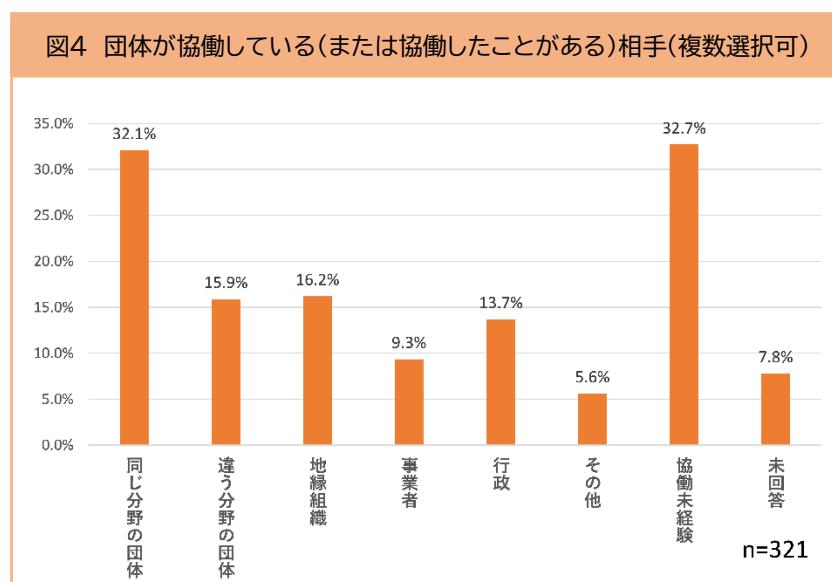
## 基本施策 3 市民活動団体等の連携の推進及び強化

### ①取組状況

- 市民活動拠点施設(図書館交流プラザ・地域交流センター)を活用した交流イベントを通じ、担い手の連携の推進及び強化を図りました。
- 地域交流センターでは、「市民活動団体」、企業、学校、地縁組織(「町内会等」)などに対して積極的にアウトリーチを行い、多様な主体との繋がりを強化すると共に、各主体がどのような支援を望むのか調査を行いました。
- 岡崎市市民公益活動事業費補助金成果報告交流会を実施し、補助金の交付を受けた団体同士の交流の機会を創出し、情報共有が図られました。
- 市民活動拠点施設(図書館交流プラザ・地域交流センター)において、「市民活動団体」等の連携の推進及び強化につながる交流事業や、地域と連携した市民活動の活性化に寄与する事業を実施し、多様な主体が連携したり、活動を広めたりするための機会の提供及び、他の団体及び市民が市民活動へ関心を持つためのきっかけづくりを行いました。

### ②「市民活動団体」へのアンケート調査結果

- 「団体が協働している(またはしたことがある)相手を教えてください」という質問に対し、「同じ分野の市民活動団体」が 32.1%、次いで地縁組織が 16.2%となっており、前回調査と比較して行政以外の主体との協働経験がある団体の割合が増加している一方で、「他の団体と協働したことがない」と回答した団体が最も多く 32.7%を占めています。(図4参照)



- 「今後活動する上で、協働したい相手はいますか」という質問に対し、「協働したい相手がいる」と回答した団体は 41.4 %で、そのうち協働したい相手としては「同じ分野の市民活動団体」58.6%、次いで「町内会等」32.3%、「教育機関」30.8%が挙げられています。前回調査で 2 番目に多かった「行政」は 10 ポイントほど減少しています。  
また、協働経験がある団体は、「同じ分野の市民活動団体」との協働を希望する割合が高い一方で、協働経験がない団体は「町内会等」や「教育機関」との協働を希望する割合が高い傾向にあります。「協働したい相手がない」と回答した団体は 49.5%で、他団体と協働したくない理由は、「自分たちで活動が完結しているため」「他の団体等との調整が困難なため」等が挙げられています。(図5、6参照)

図5

今後活動する上で、協働したい相手がいるか

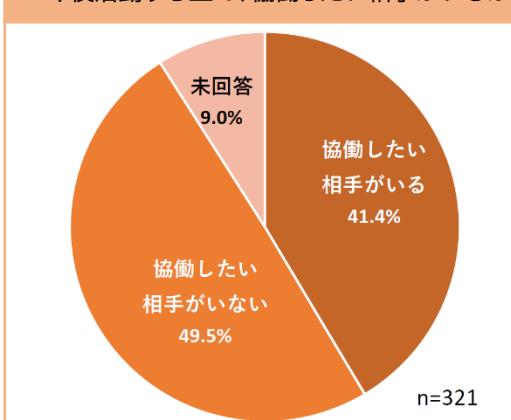
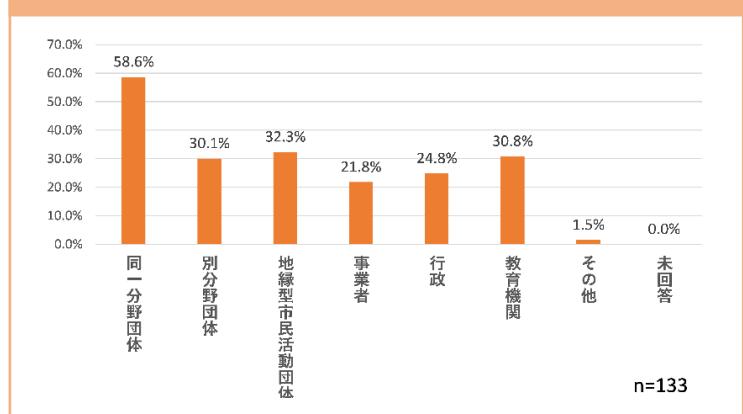


図6 今後活動する上で協働したい相手

(「協働したい相手がいる」と回答した団体が対象。複数選択可)



- 市民協働コーディネーターに対する評価については、19.9%が「役割を果たしている」と回答し、その評価理由としては、「情報の積極的な提供や、必要に応じて他団体と繋げてもらえる」「(ボランティア)募集希望者の連絡をこまめにしてもらえる」が挙げられている反面、72%が「(市民協働コーディネーターについて)わからない」と回答し、その理由として「コーディネーターについて知らない」「相談したことがないため」とあります。

### ③分析結果

- 協働について関心を持っている「市民活動団体」も多数おり、また、その協働したい相手としては多様な分野の団体が挙げられていることから、市民、「市民活動団体」、「町内会等」、事業者及び市といった多様な主体を結びつけることが重要です。
- 市民活動拠点で、ボランティアマッチング等を行う市民協働コーディネート支援を受けられることの認知度を高めるための情報発信が必要です。協働経験の有無や、団体のニーズに合わせたサポートを行う必要があります。
- 「協働したい相手がない」団体のうち、「どのような団体があるかわからないため」と回答した団体がいることから、協働に対する関心はあるものの、協働相手がわからないことなどが妨げとなって協働に至っていない団体が一定数いることが分かります。協働相手の可視化や、相談窓口の周知を行うなど、「市民活動団体」等が市民協働に取り組みやすい環境を整備する必要があります。

## 基本施策 4 市民活動拠点の充実

### ①取組状況

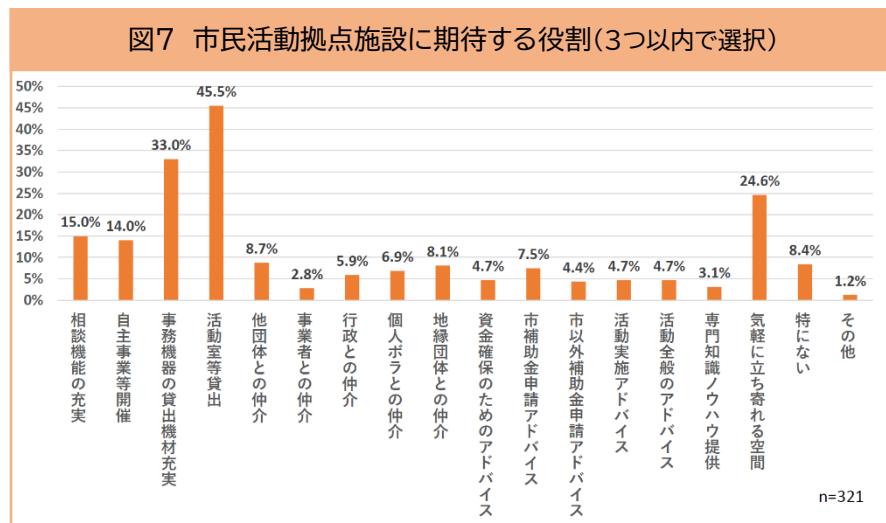
- 市民活動拠点施設(図書館交流プラザ・地域交流センター5館)の運営を適切に行い、市民活動に関する相談、情報収集・提供、講座等を行いました。
- 図書館交流プラザ内の市民活動センターと地域交流センター等のネットワークの形成を通じて施設間の連携強化を図りました。
- 地域交流センター及び市民活動センターで実施するイベント等については、継続的に報道発表やSNS等で情報発信を行いました。



市民活動センター

### ②「市民活動団体」アンケート調査結果

- 「市民活動団体」が打ち合わせや会合で利用する施設として「図書館交流プラザ」「地域交流センター」が挙げられています。
- 市民活動拠点施設に期待する役割としては、「活動室、会議室の貸出し」「事務機器等の貸出機材の充実」「気軽に立ち寄れる空間」を望む声が多いです。また、他団体、事業者、行政、個人ボランティア、「町内会等」他の団体との仲介を望む声も同様に高くなっています。(図7参照)



- 活動年数が浅い「市民活動団体」のニーズは、「打合せ場所、会議室等の提供」が一番多くなっています。
- 市民活動拠点施設に対する評価は84.4%と非常に高くなっています。

### ③分析結果

- 市民活動拠点施設として、図書館交流プラザや地域交流センターの評価は依然として高い状況です。今後も「市民活動団体」等の活動拠点として活用することやより多くの情報発信を行うことが必要です。
- 団体の活動を推進するための情報提供、相談及びマッチング等の支援機能の充実が必要です。

## 基本施策 5 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり等

### ①取組状況

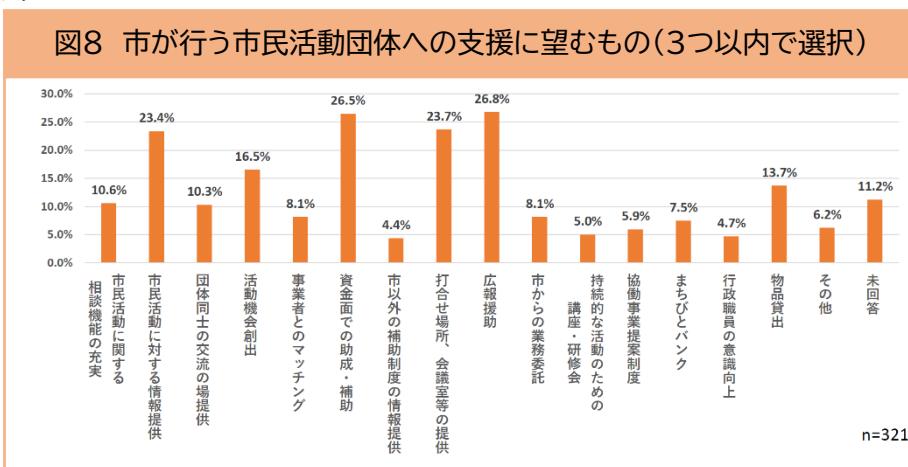
- 毎年度市民協働事例集を作成し、ホームページや市職員向け掲示板に掲載することで周知を図りました。
- パブリックコメント制度の運用を継続実施しました。
- 本市職員の意識改革として継続した職員研修を実施しました。



職員研修の様子

### ②「市民活動団体」へのアンケート調査結果

- 市が行う「市民活動団体」への支援については、「広報等の援助」(26.8%)や「活動団体への資金面での助成・援助」(26.5%)、「市民活動に関する情報提供」(23.4%)のほか、「打合せ場所や会議室等の場所の提供」(23.7%)を望む声が多いです。また、少数ではありますが、「行政職員の意識向上」(4.7%)といった行政側の意識について改善を希望する声もあります。(図8参照)



- 今後活動する上で、「協働したい相手がいる」と回答した団体は、41.4%、「協働したい相手がない」と回答した団体は49.5%でした。
- 「協働したい相手がいる」と回答した団体のうち、今後活動する上でどの団体と協働したいですかという質問に対して、24.8%の団体が「行政」と回答しました。

### ③分析結果

- 本市職員の市民協働に対する学習機会を創出し、市民協働に対する理解を深める必要があります。
- 行政との協働を希望する団体も多いことから、行政と協働したい「市民活動団体」と、行政とのマッチングを図るきっかけづくりが必要です。

## 基本施策 6 町内会活動の活性化

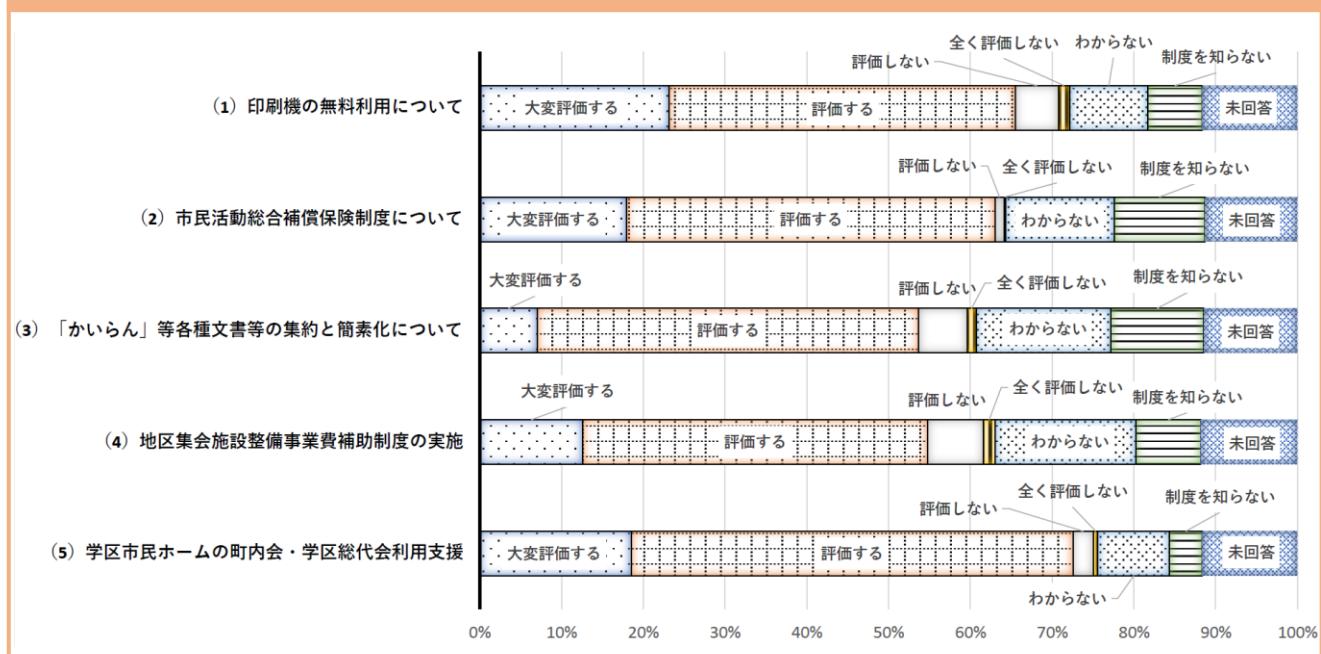
### ①取組状況

- 学区総代会長、総代を中心とした地域コミュニティ組織と支所等との間で情報交換、連絡調整、意見交換などを積極的に行いました。
- 学区総代会長を対象としたワークショップ形式の研修会を開催しました。
- 地域に関する市施策や事業情報等を紹介する手引き等を作成するなど「町内会等」に情報の提供を行いました。
- 学区等の地域要望について、特に要望先が複数の機関・部署にまたがる場合に支所等が地域と県・市担当との間の窓口となり、要望事項や要望の回答について相互の連絡調整を行いました。
- 市政だよりの配布時期に合わせて、市の各部署からの配布物を所管課で取りまとめて一括して総代に送付する文書の集約化を行いました。また、緊急性・重要性の低い情報について市の各部署から回覧を削減し、総代業務の負担軽減を図りました。
- 小学校区を単位とし、地域課題の解決及び地域コミュニティの活性化のために地縁組織が行う地域活動を財政面から支援する地域協働推進事業費補助金を交付しました。また、各支所管内及び中央地域にそれぞれ「町内会等」が無料で利用できる印刷機を配置し、地域活動の支援を行いました。
- 地域的な共同活動のために利用する集会施設の整備の促進を図るため、地区集会施設整備費補助金制度として町内会が行う集会施設の新築や改修、用地の取得及び耐震診断に係る費用の一部に対し補助を行い、地域的な共同活動のために利用する施設整備を促進するための補助を実施するほか、学区市民ホームを地域活動の拠点として利用できるよう、適切な運営を行いました。
- 「町内会等」が安心して市民活動に参加できるよう、市民活動総合補償保険について適切な運営を行いました。

### ②町内会運用に関するアンケート調査結果

- 無料印刷機の設置や市民活動総合補償保険制度の運用及び学区市民ホームの運営の各取組みに対しては、評価するという意見が 7 割以上を占める結果となりました。
- 町内会活動の中で感じる問題点・課題についてアンケート調査を行ったところ「役員の担い手不足」という意見が最も多く、次いで「町内会活動への関心低下」「会員の高齢化」「会議や行事が多い」という結果でした。
- 役員の担い手不足(加入率の低下)の要因として考えられることについては「役員の仕事が多い」「定年延長など働き方改革」「一度引き受けると辞めることができなくなる」といった意見が多くありました。
- デジタル技術の活用については「積極的に導入していくべき」「できることから順次進めていく」といった意見が約 57%あるものの、一方で「早急に進めるものではない」「対応できない人がいる限りはデジタル化をするべきではない」といった意見も約 41%あるという結果になりました。(次ページ図9参照)

図9 現状の市の町内会支援についてどのように考えるか(いずれか1つ)



### ③分析結果

- 各施策について概ね良好な評価は得たものの、制度内容がよくわからないという意見もあり、より制度の周知を図る必要があります。
- 役員をはじめとする町内会活動の担い手不足が課題として挙げられています。
- 町内会活動を支援する多岐にわたる取組が行政に求められています。
- 「町内会等」への関心の低下も課題としてあげられており、活動の活性化へのさらなる支援が必要です。
- 町内会活動における負担軽減に向けた取組が求められています。
- 役員間の連絡等について、デジタルツールの導入による負担軽減が期待される一方で、導入には慎重な対応も求められています。



防災訓練の様子(井田学区)

# 第4章 第4期の市民協働推進施策の展開

## 1 施策の方向性

第1期市民協働推進計画では「育成期」として、市民協働の関心を高め、活動を活発にするための拠点整備等を進めてきました。

第2期市民協働推進計画では「自立期」として、「①市民活動の質的充実」に向けた支援、及び「②市民協働する人材の育成」を掲げ、市民、「市民活動団体」、「町内会等」、事業者及び市が対等な立場で協力し、連携して事業に取り組むことで、地域力の向上を図ってきました。

第3期市民協働推進計画では、「発展期」として「①市民活動の質的充実」に向けた支援、及び「②多様な主体の連携強化」を掲げ、環境整備を図りました。

第4期市民協働推進計画では、第1期から第3期までの取り組みを定着させ、発展した市民活動を協働に結び付けていくために、引き続き「①多様な主体の連携強化」として市民、「市民活動団体」、「町内会等」、事業者及び市等の多様な主体が対等な立場で協力して取り組むことができる環境を整備するとともに、「②市民協働に関する情報発信」を積極的に行うことで、地域との繋がりを深め、市民活動が長く続くための仕組みを整えます。

**第1期市民協働推進計画 「育成期」** 活動拠点の整備  
平成22年度～平成26年度

**第2期市民協働推進計画 「自立期」** 活動支援と連携の推進  
平成27年度～令和2年度

**第3期市民協働推進計画 「発展期」** 連携の強化と環境整備  
令和3年度～令和7年度

**第4期市民協働推進計画  
「つながり期」** 情報共有・連携と市民協働の再構築  
令和8年度～令和12年度

## 2 重点事業一覧

「多様な主体の連携強化」の促進と、「市民協働に関する情報発信」を積極的に行うため、本計画期間の重点事業を次のとおりとします。

### 基本施策 1 市民協働に関する情報の収集及び提供

- 多様な広報媒体を活用した市民協働情報の発信
  - ・ 多様な広報媒体を利用した市民活動情報の発信
  - ・ 「町内会等」への情報提供の充実
- 市民活動の理解と参加へのきっかけづくり
  - ・ 地域交流センターによる情報提供
- 市民活動支援機関などの連携・情報共有
  - ・ 他の市民活動支援機関との連携・情報共有

### 基本施策 2 市民活動の支援及び推進

- 市民活動を担う人材の発掘・育成
  - ・ 情報発信力強化支援
- 事業者による支援
  - ・ 事業者による支援に関する情報収集と提供

### 基本施策 3 市民活動団体等の連携の推進及び強化

- 市民協働の担い手の連携の推進及び強化
  - ・ 地域交流センターにおける交流イベントの開催
  - ・ 多様な主体との連携強化
- 市民協働を担う人材の育成
  - ・ 「町内会等」による交流機会の創出

### 基本施策 6 町内会活動の活性化

- 情報の提供
  - ・ 「町内会等」への情報提供の充実 【再掲】
  - ・ 地域交流センターによる情報提供 【再掲】
- 活動の支援
  - ・ 地域交流センターにおける交流イベントの開催 【再掲】
- 支援体制の強化
  - ・ 多様な主体の連携強化 【再掲】

### 3 具体的な施策

- 本計画は、条例に定められている 5 つの基本施策と地域活動の推進を図る基本施策の合計 6 つの柱を掲げた第 3 期の計画を継承します。
- 第 3 期の計画の評価をもとに主要事業を取りまとめます。
- 今後の地域支援に資する「町内会活動の活性化」を充実します。

#### 基本施策

#### 施策内容

1 市民協働に関する情報の収集及び提供  
(1)多様な広報媒体を利用した市民協働情報の発信  
(2)市民活動の理解と参加へのきっかけづくり  
(3)市民活動支援機関などとの連携・情報共有

2 市民活動の支援及び推進  
(1)市民活動への財政的支援  
(2)市民活動を担う人材の発掘・育成  
(3)事業者による支援  
(4)中間支援組織による支援  
(5)公益活動の促進

3 市民活動団体等の連携の推進及び強化  
(1)市民協働の担い手の連携の推進及び強化  
(2)市民協働を担う人材の育成  
(3)市民協働コーディネーターの活用

4 市民活動拠点の充実  
(1)市民活動拠点の充実

5 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり等  
(1)市民協働推進体制の充実  
(2)市民参加・参画手法の推進  
(3)本市職員の意識改革

6 町内会活動の活性化  
(1)情報の提供  
(2)活動の支援  
(3)「町内会等」の負担軽減  
(4)活動拠点施設の充実  
(5)支援体制の強化

## 施 策 の 体 系

### 基本施策

	施策	主要事業
1 市民協働に関する情報の収集及び提供	(1) 多様な広報媒体を利用した市民協動情報の発信	1 ① 多様な広報媒体を利用した市民活動情報の発信 2 ② 「町内会等」への情報提供の充実
	(2) 市民活動の理解と参加へのきっかけづくり	3 ① 市民公益活動事業費補助金の成果報告交流会の開催 4 ② 地域交流センターによる情報提供
	(3) 市民活動支援機関などの連携・情報共有	5 他の市民活動支援機関との連携・情報共有
2 市民活動の支援及び推進	(1) 市民活動への行政的支援	6 ① 市民公益活動に対する補助制度の継続実施 7 ② 市民活動総合補償保険の運営
	(2) 市民活動を担う人材の発掘・育成	8 ① 「市民活動団体」に対する研修 9 ② 個人ボランティアマッチング制度の推進 10 ③ 情報発信力強化支援 11 ④ 「町内会等」活動研修会の実施
	(3) 事業者による支援	12 事業者による支援に関する情報収集と提供
	(4) 中間支援組織による支援	13 ① 中間支援組織による市民活動支援 14 ② 他の助成制度に関する積極的な情報提供と申請等の支援体制づくり 15 ③ 「市民活動団体」が自立して活動を継続するための側面的支援
	(5) 公益活動の促進	16 ① 市民活動団体登録制度の継続実施 17 ② 「市民活動団体」の公益活動の促進 18 ③ 感染症及び災害時等での活動継続に関する情報収集
3 市民活動団体等の連携の推進及び強化	(1) 市民協働の担い手の連携の推進及び強化	19 ① 市民協働の担い手の連携の促進 20 ② 地域交流センターにおける交流イベントの開催 21 ③ 事業者との連携 22 ④ 市民公益活動事業費補助金の成果報告交流会の開催<No.3再掲> 23 ⑤ 多様な主体との連携強化 24 ⑥ 市民協働事業(行政提案)の継続実施及び運用改善 25 ⑦ 協働可能な団体リストの作成
	(2) 市民協働を担う人材の育成	26 ① 「市民活動団体」に対する研修<No.8再掲> 27 ② 「町内会等」活動研修会の実施<No.11再掲> 28 ③ 職員研修の充実 29 ④ 「町内会等」による交流機会の創出
	(3) 市民協働コーディネーターの活用	30 市民協働コーディネーター機能の充実

施策の体系		基本施策	施策	主要事業
4	市民活動拠点の充実	(1) 市民活動拠点の充実		31 ① 地域交流センターの運営 32 ② 市民活動センターの運営 33 ③ 市民協働コーディネーター機能の充実<No.30再掲> 34 ④ 社会福祉協議会ボランティアセンターの充実 35 ⑤ 各市民活動拠点間の連携強化
5	市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり等	(1) 市民協働推進体制の充実 (2) 市民参加・参画手法の推進 (3) 本市職員の意識改革		36 ① 庁内の連携促進 37 ② 行政的支援及び施策の研究 38 ③ 市民協働事例集の作成 39 ④ 市民協働の手引きの作成 40 ① パブリックコメント制度の活用 41 ② ワークショップ手法のマニュアルの活用 42 ① 職員研修の充実<No.27再掲> 43 ② 職員の市民活動への自主的・主体的参加の推進 44 ① 「町内会等」への情報提供の充実<No.2再掲> 45 ② 地域交流センターによる情報提供<No.4再掲>
6	町内会活動の活性化	(1) 情報の提供 (2) 活動の支援		46 ① 地域活動の支援 47 ② 市民活動総合補償保険の運営<No.7再掲> 48 ③ 「町内会等」からの相談の受付 49 ④ 「町内会等」活動研修会の実施<No.11再掲> 50 ⑤ 地域交流センターにおける交流イベントの開催<No.20再掲>
		(3) 町内会等の負担軽減 (4) 活動拠点施設の充実 (5) 支援体制の強化		51 ① 各種文書等の集約と簡素化 52 ② 本市各部署から委託業務の精査 53 ③ 地域要望の連絡・調整 54 ① 地区集会施設整備事業費補助金制度の実施 55 ② 学区市民ホーム及び市民センターの利用 56 ③ 地域交流センターの運営<No.31再掲> 57 ① 多様な主体との連携強化<No.23再掲> 58 ② 市民協働の担い手の連携の促進<No.19再掲>

## 基本施策 1 市民協働に関する情報の収集及び提供

### 【目標】

市民協働についての情報収集及び発信を積極的に行い、市民の市民協働への関心を高め、共感や応援、市民活動への参加につなげていきます。

### 【目指す姿】

- 関心のある課題に対し情報感度を高め、様々な活動への参画をしています。
- 「市民活動団体」は、新技術の導入を含め、様々な手段で情報発信、情報交流を行っています。

#### (1)多様な広報媒体を利用した市民協働情報の発信

市民協働への理解と参加のきっかけづくりには市民活動等に関する情報発信が重要であることから、多様な情報ツールを活用し、必要な人に必要な情報が届けられるようにしていきます。

No.	事業名	事業内容	方向
1	①多様な広報媒体を利用した市民協働情報の発信 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 幅広い活動者層に情報を発信するため、「情報ひろば」やSNSなど多様な情報ツールを活用し、市民活動情報のほか、各種補助金情報等を継続的に発信します。</li><li>・ 市民活動センターと地域交流センターが連携して、情報誌を発行し、ホームページや町内会の回覧等を活用して情報発信します。</li><li>・ 全ての「市民活動団体」の公益活動報告書を「情報ひろば」で公開することで、団体の活動状況を発信するほか、団体活動の透明性を担保します。</li><li>・ 市民活動センター内活動コーナーにおいて、モニターを設置し、「市民活動団体」に関する動画等を放映します。</li></ul>	継続
2	②「町内会等」への情報提供の充実 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域に関する市の施策や事業の情報を紹介する手引きを作成し、「町内会等」に情報提供します。</li><li>・ 多様な広報媒体を活用しながら総代会連絡協議会の情報発信をすると共に、総代業務の支援をします。</li></ul>	継続

## (2)市民活動の理解と参加へのきっかけづくり

市民活動に対する市民の理解と関心を高め、参加のきっかけづくりのために、市民活動に関する様々な情報を積極的に発信していきます。

No.	事業名	事業内容	方向
3	①市民公益活動事業費 補助金の成果報告 交流会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付を受けた「市民活動団体」同士の交流の場の提供及び、市民活動に対する市民の理解と関心を高めるための成果報告交流会を開催します。</li> <li>・市民の市民活動への参加のきっかけづくりに活用できるよう、成果報告書等を市民活動拠点施設などに配架します。</li> </ul>	継続
4	②地域交流センターによる情報提供 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交流センターが発行している情報誌を、ホームページや町内会の回覧等を活用し情報発信します。</li> <li>・市民活動センターと地域交流センターが連携して、地域と情報を共有しながら、情報誌を発行します。</li> <li>・地域交流センター等で市民、「市民活動団体」、「町内会等」、事業者、市が協働し、イベントやパネル展等を行います。</li> <li>・地域交流センターで行う事業について積極的に報道発表等を行うことで、施設への来館者を増やし、市民活動を広めるための機会の提供及び市民が市民活動へ関心を持つためのきっかけづくりを行います。</li> </ul>	継続

## (3)市民活動支援機関などとの連携・情報共有

あいちNPO交流プラザなど、他の公的な市民活動支援機関や社会福祉協議会ボランティアセンター、産業支援機関、中間支援組織等と連携、情報を共有し、より充実した情報を「市民活動団体」等に提供できるよう努めます。

No.	事業名	事業内容	方向
5	他の市民活動支援機関との連携 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会ボランティアセンター、産業支援機関、中間支援組織等と引き続き情報共有を行い、多様な主体が連携できるよう、それぞれのコーディネーターとともに取組を進めます。</li> <li>・他の市民活動支援機関等からの情報を、多様な情報ツールを活用して「市民活動団体」等へ積極的に提供します。</li> <li>・他の市民活動支援機関等が実施するセミナー等の情報を発信することで参加を促し、団体同士の交流を促進します。</li> </ul>	継続

## 基本施策 2 市民活動の支援及び推進

### 【目標】

「市民活動団体」の財政的、能力的自立性の向上を図るため、市民活動の支援及び推進を行います。

### 【目指す姿】

- 市民一人ひとりが、地域や社会の様々な課題に関心を持っています。
- 地域や社会の様々な課題に取り組んでいく「市民活動団体」が活発に活動を行っています。
- 多様な主体が連携して市民活動を推進しています。

#### (1)市民活動への行政的支援

「市民活動団体」には事業性の高い団体からボランティア性の高い団体、サークル活動的な団体など多種多様な団体が存在します。それぞれの規模・特性、団体の状況に合わせた自立支援となるよう支援策を実施します。

あわせて、「市民活動団体」が自立した活動を維持継続できるよう、会費・寄付等、事業収入を確保するために、市がどのような側面的支援ができるかを研究します。

No.	事業名	事業内容	方向
6	①市民公益活動に対する補助制度の継続実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・「市民活動団体」に対する補助制度である「市民公益活動事業費補助金」の実施を検討します。</li><li>・成果報告交流会を開催するとともに、市民の市民活動への参加のきっかけづくりに活用できるよう成果報告書等を配架します。</li><li>・これから市民活動を始めようとする人等、広く市民に制度を知ってもらうための周知活動を行います。</li></ul>	継続
7	②市民活動総合補償保険の運営	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民活動総合補償保険について適正な運営を行います。</li><li>・ホームページをはじめ、多様な情報ツールを活用しながら制度の周知を図ります。</li></ul>	継続

## (2)市民活動を担う人材の発掘・育成

「市民活動団体」が行う公益的な活動を促進するために団体内のマネジメント能力等の向上を図ります。また、個人ボランティアの登録等の促進など、市民活動に関心を持つ市民がその第一歩を踏み出しありやすい機会を提供し、活動の新たな担い手の育成に繋げます。

No.	事業名	事業内容	方向
8	①「市民活動団体」に対する研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交流センター等で、「市民活動団体」に対する研修を行います。</li> <li>・これから市民活動を始めようとする団体に対する立ち上げ支援や、既存団体のレベルアップ支援など、団体の状況に応じた支援を行います。</li> </ul>	継続
9	②個人ボランティアマッチング制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアのマッチング制度である「まちびとバンク」や「まちびとステージ」を継続する中で、各分野の専門家が持っている知識やスキルの提供(プロボノ)や事業者の社会貢献等に関する情報の蓄積及び提供を行います。</li> </ul>	継続
10	③情報発信力強化支援 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民活動団体」向けの研修等を通して、インターネットを利用した会議、SNS等の多様な情報ツールを活用した情報発信ができる人材が増えるように支援します。</li> </ul>	継続
11	④「町内会等」活動研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区総代会長を対象とした研修会を実施します。</li> <li>・「町内会活動の手引」を活用した新任総代に対する活動研修会を開催します。</li> <li>・自治事務調査の実施を検討します。</li> </ul>	継続

## (3)事業者による支援

事業者が積極的に市民活動に関わるよう、事業者の市民活動支援に関するニーズ調査、社会貢献活動情報の収集及び提供を行います。

No.	事業名	事業内容	方向
12	事業者による支援に関する情報収集と提供 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者等と連携してセミナーや情報共有・発信を行います。</li> <li>・ボランティアマッチングを通じて研究・ニーズ調査を行います。</li> <li>・事業者に対してニーズ調査、協働のきっかけとなるよう積極的にアウトリーチを行います。</li> </ul>	拡大・充実

#### (4)中間支援組織による支援

市民活動を活性化させるため、「市民活動団体」等の活動を中間支援するNPOと連携し、その専門知識やノウハウを活かし、団体に応じた市民活動支援を行います。アンケートの結果によると、補助制度に対する関心が高いことから、他団体等の助成金情報を提供します。

No.	事業名	事業内容	方向
13	①中間支援組織による市民活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間支援組織が「市民活動団体」「町内会等」等の、各主体の活動状況に応じ、適切な支援を行います。</li> </ul>	継続
14	②他の助成制度に関する積極的な情報提供と申請等の支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に他の助成制度の情報を収集し、多様な情報ツールを活用してできるだけ早い情報提供を心がけます。</li> <li>・資金調達に関するセミナーを開催するなど、情報提供を行います。</li> <li>・中間支援組織と協働して申請書作成の支援をします。</li> </ul>	拡大・充実
15	③「市民活動団体」が自立して活動を継続するための側面的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働コーディネーター等と協働し、団体の課題について把握し、求める側面的支援を検討していきます。</li> <li>・アウトリーチ等を通じて、「市民活動団体」の側面的支援が可能な主体(民間企業等)を調査します。</li> </ul>	継続

#### (5)公益活動の促進

市民活動団体が、各団体の理念や専門性に基づき、公益的な活動を促進できるための支援を行います。

No.	事業名	事業内容	方向
16	①市民活動団体登録制度の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き登録制度の適正な運用を行います。</li> </ul>	継続
17	②「市民活動団体」の公益活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交流センター等で、公益活動の促進に資する相互連携やマネジメント能力の向上の機会を提供します。</li> <li>・団体から提出される公益活動報告書をホームページに掲載するとともに、多様な情報ツールを活用し、様々な人・団体が閲覧する機会を創出するほか、団体活動の透明性を担保します。</li> </ul>	継続
18	③感染症及び災害時にに関する情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい生活様式や災害時における市民活動の在り方について情報収集し、「市民活動団体」が継続的に活動できるよう、また新たな活動を生み出す支援を検討します。</li> </ul>	継続

## 基本施策 3 市民活動団体等の連携の推進及び強化

### 【目標】

市民協働の担い手である市民、「市民活動団体」、「町内会等」、事業者及び市が相互に連携・協働し、多様な活動が行われるよう、交流の場づくりや市民協働を推進する人材の育成を行います。

### 【目指す姿】

- 多様な主体が協働・活躍した活動が行われています。
- 市民協働による取組が広がり、多様な主体の繋がりが深くなっています。

#### (1)市民協働の担い手の連携の推進及び強化

事業やイベントを引き続き開催し、多様な主体の交流の場を設けるなど、相互の連携を促進します。

No.	事業名	事業内容	方向
19	①市民協働の担い手の連携の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・「まちびとバンク」「まちびとステージ」等を活用し、担い手の連携を行います。</li><li>・多様な情報ツールを活用して「市民活動団体」等が行う活動を広く発信することで、市民協働の担い手及び対象者の拡大を図ります。</li></ul>	拡大・充実
20	②地域交流センターにおける交流イベントの開催 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域交流センターで多様な主体が協働した事業を行います。</li><li>・参加団体の連携の拡大を図ります。</li></ul>	継続
21	③事業者との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・引き続き、市と事業者との協働事例を含む「市民協働事例集」を作成し、広く発信します。</li><li>・事業者を含む多様な主体と連携した事例を積極的に「市民活動団体」等へ「情報ひろば」や「おかげさき公益ナビ」等を活用し、情報発信します。</li></ul>	継続
22	④市民公益活動事業費補助金の成果報告交流会の開催 <No.3 再掲>	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金の交付を受けた「市民活動団体」同士の交流の場の提供及び、市民活動に対する市民の理解と関心を高める成果報告交流会を開催します。</li><li>・市民の市民活動への参加のきっかけづくりに活用できるよう、成果報告書等を配架します。</li></ul>	継続
23	⑤多様な主体との連携強化 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"><li>・これまでの支援体制を維持しながら、中間支援組織を中心とした多様な主体との連携体制を強化し、中間支援組織の持つノウハウの活用も視野に入れ、地域ニーズに合った支援策の検討をします。</li></ul>	継続
24	⑥市民協働事業(行政提案)の継続実施及び運用改善	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民協働事業(行政提案)の実施を検討します。</li><li>・終了後の事業継続確認を行い、次の協働事業へつなげていきます。</li></ul>	継続
25	⑦協働可能団体リストの作成	<ul style="list-style-type: none"><li>・「市民活動団体」のうち、協働を希望する団体のリストを作成し公表することで、多様な主体による協働に繋げます。</li></ul>	新規

## (2)市民活動を担う人材の育成

「市民活動団体」向け研修や「町内会等」に対する研修及び職員研修等の機会を活用し、市民協働の担い手である「市民活動団体」、「町内会等」、事業者及び市職員に対し、市民協働の重要性や効果を伝え、市民協働の活発化を促します。

No.	事業名	事業内容	方向
26	①「市民活動団体」に対する研修 <No.8 再掲>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交流センター等で、「市民活動団体」に対する研修を行います。</li> <li>・これから市民活動を始めようとする団体に対するスタートアップ支援や、既存団体のレベルアップ支援など、団体の状況に応じた支援を行います。</li> </ul>	継続
27	②「町内会等」活動研修会の実施 <No.11 再掲>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区総代会長を対象とした研修会を実施します。</li> <li>・「町内会の手引き」を活用した新任総代に対する活動研修会を開催します。</li> <li>・自治事務調査の実施を検討します。</li> </ul>	継続
28	③職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階層ごとの職員研修を実施します。</li> <li>・外部研修等の情報提供及び積極的な現場体験への参加を促していきます。</li> </ul>	継続
29	④「町内会等」による交流機会の創出 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間支援組織及び総代同士の交流の機会を提供します。</li> </ul>	新規

## (3)市民協働コーディネーター(※)の活用

市民協働コーディネーターが、連携して事業を行おうとする「市民活動団体」等の相談窓口としての役割を果たします。

No.	事業名	事業内容	方向
30	市民協働コーディネーター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続きコーディネーター機能(ボランティアマッチング等)を充実させます。</li> <li>・相談機能の周知について、積極的に多様な情報ツールを活用することで、情報発信を強化します。</li> <li>・「市民活動団体」、「町内会等」が抱える課題に対しての解消の一助となるよう相談を受け付け、情報を提供します。</li> </ul>	拡大・充実

※市民協働コーディネーター：市民活動の相談、市民活動ボランティアへのサポート、各種補助金などの情報提供、他団体との協働・連携を希望する団体の仲介など、「市民活動団体」をサポートする役割を持っています。

## 基本施策 4 市民活動拠点の充実

### 【目標】

市民活動の場を充実させ、相談体制やネットワークの形成などにつながる地域交流センター等の市民活動拠点の機能の充実を目指します。

### 【目指す姿】

- 市民活動拠点を中心に市民活動が行われています。
- 市民活動に関心を持った人が気軽に相談できる場があります。

#### (1)市民活動拠点の充実

市民活動を行う上で発生する様々な課題の解決を支援するため、地域交流センター等の市民活動拠点の運営を適切に行うとともに、「市民活動団体」等から寄せられる相談に対応できる市民協働コーディネーターとしての機能の向上を図ります。

No.	事業名	事業内容	方向
31	①地域交流センターの運営	<ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理者により適切な運営を行っていきます。</li><li>・市民協働推進計画に基づき、更なる効果的な事業を実施します。</li><li>・市民活動センターと相互連携します。</li></ul>	継続
32	②市民活動センターの運営	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民活動センターは、地域交流センターのセンター機能としての役割を持つことから、地域交流センターと相互連携しながら適切な運営を行います。</li></ul>	継続
33	③市民協働コーディネーター機能の充実 <No.30 再掲>	<ul style="list-style-type: none"><li>・引き続きコーディネーター機能(ボランティアマッチング等)を充実させます。</li><li>・相談機能の周知について、積極的に多様な情報ツールを活用することで、情報発信を強化します。</li><li>・「市民活動団体」、「町内会等」が抱える課題に対しての解消の一助となるよう相談を受け付け、情報を提供します。</li></ul>	拡大・充実
34	④社会福祉協議会ボランティアセンターの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・「社会福祉協議会ボランティアセンター推進計画」に基づき、地域住民の社会福祉に関する理解とボランティア活動への参加・促進を図るための運営を実施・推進します。</li></ul>	拡大・充実
35	⑤各市民活動拠点間の連携強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民活動センター、地域交流センター、市民センター及び社会福祉協議会ボランティアセンター間の連携を強化します。</li></ul>	継続

## 基本施策 5 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり等

### 【目標】

市民協働を推進する環境を整備するため、市民協働事業の仕組みづくりなどを行い、市民協働によるまちづくりを効果的に推進できる体制を整えます。

### 【目指す姿】

- 一人ひとりが協働を理解し、担い手となっています。
- 多様な主体が協働・活躍できる社会になっています。

#### (1)市民協働推進体制の充実

行政内部での市民協働の推進と地域の様々な意見を反映したまちづくりを推進するため、市民協働事業(行政提案)、職員研修、市民協働事例集の作成などを行います。

No.	事業名	事業内容	方向
36	①府内の連携促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画の進捗状況を確認し、組織横断的に市民協働を推進します。</li><li>・各課が行う協働事業を調査することで、本市における市民協働の実施状況を把握します。</li><li>・市民協働事例集や市民協働の手引など、市民協働に関する資料を府内ポータルサイトで掲載するなどにより、情報を共有します。</li></ul>	見直し
37	②行政的支援及び施策の研究	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民協働推進委員会で行政的支援及び施策について研究し、市民協働を推進します。</li><li>・「市民活動団体」への活動活性化につながる支援策を検討します。</li></ul>	継続
38	③市民協働事例集の作成	<ul style="list-style-type: none"><li>・引き続き多様な主体が実施した市民協働事業を紹介する市民協働事例集を作成し、市ホームページや「情報ひろば」に掲載するなど、活用・普及に努めます。</li><li>・府内ポータルサイトに掲載することで、市職員への共有を図ります。</li></ul>	継続
39	④市民協働の手引きの作成	<ul style="list-style-type: none"><li>・手引きを適宜修正し、引き続き掲出します。</li></ul>	継続

## (2)市民参加・参画手法の推進

市民参加・参画を推進するため、パブリックコメント制度、ワークショップ手法をはじめとする様々な機会を積極的に創出します。

No.	事業名	事業内容	方向
40	①パブリックコメント制度の活用	・市の基本的な政策等の策定にあたり、事前にその内容を公表し、提出された意見を考慮して意思決定を行います。	継続
41	②ワークショップ手法のマニュアルの活用	・市民向けには市ホームページを、市職員向けには庁内掲示板等を活用してワークショップマニュアルを周知することで、積極的な活用を進めます。	継続

## (3)本市職員の意識改革

職員研修などを通じて、本市職員の市民協働に対する理解の促進を図ります。

No.	事業名	事業内容	方向
42	①職員研修の充実 <No.28 再掲>	・階層ごとの職員研修を実施します。 ・外部研修等の情報提供及び積極的な現場体験への参加を促していきます。	継続
43	②職員の市民活動への 自主的・主体的参加の 推進	・市ホームページ等を活用し、市民協働に関する情報発信を行います。 ・庁内向けには、ポータルサイトに市民協働事例集を掲示し、実例をもとに市民協働の考え方の学習機会を創出し、市職員自らの市民活動への取り組みを促進します。	継続

## 基本施策 6 町内会活動の活性化

### 【目標】

「町内会等」の地域コミュニティ組織が防災、福祉などの地域課題の解決に専念できる体制づくりを支援するため、市民とともに地域の課題解決を図る体制の構築を進めます。

### 【目指す姿】

- 町内会への加入率が維持され、地域で様々な交流が行われています。
- 地域で様々な世代の人が活躍しています。
- 町内会活動を通じて、地域への愛着が深まり、地域の歴史や文化の継承が行われています。
- 地域の人の交流が活発で、防災や福祉等安全・安心なまちづくりが進んでいます。

#### (1)情報の提供

地域課題の解決のために活動を行う「町内会等」に地域活動に関する情報の提供を行います。

No.	事業名	事業内容	方向
44	①「町内会等」への情報提供の充実 <No.2 再掲> 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域に関する市の施策や事業の情報を紹介する手引きを作成し、「町内会等」に情報提供します。</li><li>・ 多様な広報媒体を活用しながら総代会連絡協議会の情報発信をすると共に、総代業務の支援をします。</li></ul>	継続
45	②地域交流センターによる情報提供 <No.4 再掲> 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域交流センターが発行している情報誌を、ホームページや町内会の回覧等を活用し情報発信します。</li><li>・ 市民活動センターと地域交流センターが連携して、地域と情報を共有しながら、情報誌を発行します。</li><li>・ 地域交流センター等で市民、「市民活動団体」、「町内会等」、事業者、市が協働し、地域課題をテーマとした事業を行います。</li><li>・ 地域交流センターで行う事業について積極的に報道発表等を行うことで、施設への来館者を増やし、市民活動を広めるための機会の提供及び市民が市民活動へ関心を持つためのきっかけづくりを行います。</li></ul>	継続

## (2)活動の支援

地域課題の解決のために活動を行う「町内会等」の支援を行います。

No.	事業名	事業内容	方向
46	①地域活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協働推進事業費補助金により、学区の地域課題の解決支援を行います。</li> <li>・各支所管内及び中央地域に「町内会等」が無料で利用できる印刷機を設置し、地域活動の支援を行います。</li> <li>・町内会への加入促進チラシを転入者へ配布します。</li> <li>・「町内会等」の要望を調整しながら地域支援講座の実施を検討します。</li> </ul>	継続
47	②市民活動総合補償 保険の運営 <No.7 再掲>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動総合補償保険について適正な運営を行います。</li> <li>・ホームページをはじめ、多様な情報ツールを活用しながら制度の周知を図ります。</li> </ul>	継続
48	③「町内会等」からの相談 の受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課の相談窓口で、「町内会等」の運営、事業の実施、法人化などの問題について、相談の受付を行います。</li> </ul>	継続
49	④「町内会等」活動研修 会の実施 <No.11 再掲>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区総代会長を対象とした研修会を実施します。</li> <li>・「町内会活動の手引き」を活用した新任総代に対する活動研修会を実施します。</li> <li>・自治事務調査の実施を検討します。</li> </ul>	継続
50	⑤地域交流センターに おける交流イベントの 開催 <No.20 再掲> 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交流センターで多様な主体が協働した事業を行います。</li> <li>・参加団体の連携の拡大を図ります。</li> </ul>	継続

## (3)「町内会等」の負担軽減

増え続ける地域課題に対応して活動する「町内会等」の負担を軽減するため、市ができる負担軽減策を行います。

No.	事業名	事業内容	方向
51	①各種文書等の集約と 簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「町内会等」宛ての送付物は所管課がとりまとめて発送し、市が発行する市政だよりと重複する内容の文書については、送付しないなどの対応をすることにより、各種文書等の集約と簡素化を図ります。</li> </ul>	継続
52	②本市各部署からの委託 業務の精査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で行う自主的なコミュニティ活動が円滑に進むよう、本市各部署から総代会に委託する行政業務等の負担や重複の精査を行います。</li> </ul>	継続
53	③地域要望の連絡・調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域要望に対し地域と関係機関等との連絡・調整を行い、要望活動に関する地域の負担軽減につなげていきます。</li> </ul>	継続

#### (4)活動拠点の充実

地域活動の拠点となる施設について、施設の運営および施設設備の支援を行います。

No.	事業名	事業内容	方向
54	①地区集会施設整備 事業費補助金制度 の実施	・ 地区集会施設整備事業費補助金を交付します。	継続
55	②学区市民ホーム及び 市民センターの利用	・ 各学区の市民ホーム運営委員会において協議し、「町内会等」が地域活動の拠点として利用できるよう適切に運営します。「町内会等」が市民センターを地域活動の拠点として利用することを促進していきます。	継続
56	③地域交流センターの運営 <No.31 再掲>	・ 指定管理者により適切な運営を行っていきます。 ・ 市民協働推進計画に基づき、更なる効果的な事業を実施します。 ・ 市民活動センターと相互連携します。	継続

#### (5)支援体制の強化

「町内会等」が行う地域活動を支援するため、関係機関との連携に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	方向
57	①多様な主体との連携強化 【重点事業】	・これまでの支援体制を維持しながら、中間支援組織を中心とした多様な主体との連携体制を強化し、中間支援組織の持つノウハウの活用も視野に入れ、地域ニーズにあった支援策の検討をします。	継続
58	②市民協働の担い手の 連携の推進 <No.19 再掲>	・「まちびとバンク」「まちびとステージ」等を活用し、担い手の連携を行います。 ・多様な情報ツールを活用して「市民活動団体」等が行う活動を広く周知することで、市民協働の担い手及び対象者の拡大を図ります。	継続

## 4 実効性の確保

### (1)推進体制

本計画の施策を計画的に推進するために、毎年度進捗管理を行い、学識経験者、市民活動団体代表者及び公募市民で構成される市民協働推進委員会に報告し、意見を求めます。

また、市の関係機関や市内の様々な団体や機関が連携し、役割分担をすることによって、本計画を着実に実行していきます。

### (2)実効性の確保

本計画については、第3期計画と同様にPDCAサイクルで推進します。

- ①毎年度施策の進捗状況を取りまとめます。
- ②市民協働推進委員会に報告し、意見を伺い、適切に進捗状況の管理を行います。
- ③実効性の確保のため、市民協働推進委員会により計画終了の前年度の令和11(2029)年度に全体の評価、令和12(2030)年度に見直しを行います。
- ④令和12(2030)年度に、評価結果、「市民活動団体」アンケート結果等に基づき、市民協働推進委員会による審議・検討を得て計画の見直しを行います。



# 参考資料

## 1 岡崎市市民協働推進条例

平成21年3月27日

条例 第 8 号

本市は、豊かな水と緑に囲まれた環境の中、城下町、宿場町として古くから栄え、良好な地域社会を築いてきました。私たちは、将来においてもこの環境を守り、地域社会を育てていかなければなりません。

しかしながら、従来の行政手法の継続では、少子高齢化社会を始めとする地域社会の変化や、今日の多様な価値観とそのニーズの変化に対応した公共サービスを提供していくことが難しくなっています。また同時に、市民への説明責任や市民満足度の向上を果たすことが求められています。

今後の公共サービスのあり方としては、市民協働を推進することにより、地域社会における必要な施策、活動、各種事業などの取組に市民の声を届かせることが必要であり、市民・市民活動団体・事業者・市が対等な立場で助け合い、支え合い、分かち合いの相互の関係を持ち、それぞれが自立していかなければなりません。

市民協働の根本にあるのは、お互いの立場を尊重する思いやりです。そして、思いやりを持った、やさしさを感じる社会を築き、真に豊かで暮らしやすい、市民が主体のまちを育てることが必要です。

市民協働の推進は、お互いが思いやりを持つことにより、各主体だけでは成し得ない創造的状況を期待するものです。そして、安心して住み続けられる、ぬくもりのある人間性豊かなまちを育て、本市の伝統や文化、自然を守り、市民に愛される地域社会を持続し、発展させ、さらには、子どもたちに明るい未来を残すため、市民協働を推進する条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、市民協働の推進について基本的な理念を定め、並びに市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民協働に関する施策及び市民活動の基本となる事項を定めることにより、これらを総合的かつ計画的に推進し、もって市民協働の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民協働 市民、市民活動団体、事業者及び市が対等の立場で相互の関係を持ち、地域における公共的活動について、各主体だけでは成し得ない創造的状況が生まれることをいう。

(2) 市民活動 不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動又は良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

工 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下工において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

オ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの

(3) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

(4) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

(市民の役割)

第3条 市民は、地域の発展のために、市民活動に参加し、協力するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第4条 市民活動団体は、自主性をもって市民活動を推進するとともに、その活動が広く市民に理解されるよう、市民活動に伴う情報を公開するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策に、総合的かつ計画的に取り組むよう努めるものとする。

(基本施策)

第7条 市は、市民協働及び市民活動を推進するため、次の施策について積極的に取り組むものとする。

(1) 市民協働に関する情報の収集及び提供

(2) 市民活動の支援及び推進

(3) 市民活動団体等の連携の推進及び強化

(4) 市民活動拠点の充実

(5) 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり、財政的支援等

(6) 前各号に定めるもののほか、市民協働及び市民活動を推進するため市長が必要と認めるもの

(市民協働推進委員会)

第8条 市は、市民協働の推進に関する必要な事項を審議するため、岡崎市市民協働推進委員会(以下の条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、市民協働の推進に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(登録制度)

第9条 市は、市民活動団体に関する活動の促進、市民活動団体等の連携及び情報の共有等の市民活動

団体への活動支援を効果的に行うため、市民活動団体の登録制度を設ける。

- 2 市民活動団体は、規則で定める要件を備えることにより、市の登録を受けることができる。
- 3 前項の規定により登録を受けた団体は、第7条に規定する基本施策に基づき実施する市の支援を受けることができる。
- 4 市は、規則で定める要件に該当しなくなった市民活動団体について、その登録を取り消すことができる。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に岡崎市地域交流センター条例(平成16年岡崎市条例第36号)第2条第2項の規定により登録を受けている市民活動団体は、第9条第2項の規定により登録を受けた市民活動団体とみなす。

3 省略

4 省略

## 2 岡崎市市民協働推進条例施行規則

平成21年3月27日  
規則第25号

### (趣旨)

第1条 この規則は、岡崎市市民協働推進条例(平成21年岡崎市条例第8号。以下「条例」という。)の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 条例第8条第3項の委員(次条及び第4条において「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動を行う者
- (3) 公募した市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適當と認める者

### (委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (運営)

第5条 前3条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### (市民活動団体の要件)

第6条 条例第9条第2項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内を中心に市民活動を実施していること。
- (2) 規約又は会則(次条において「規約等」という。)で公益を目的とする旨を定めていること。
- (3) 構成員が5人以上であること。
- (4) 構成員のうち少なくとも1人は、市内に住所を有する者であること。
- (5) 当該団体への加入及び脱退の自由が保障されていること。

2 条例第9条第2項の規定により登録を受けた市民活動団体は、市民活動に係る毎年度の実績を、その年度の終了後1月以内に、市民活動実績報告書により市長に提出しなければならない。

3 条例第9条第4項の規則で定める要件は、第1項の要件のほか、前項の市民活動実績報告書を提出していることとする。

(市民活動団体の登録の手続)

第7条 条例第9条第2項の登録を受けようとする団体の代表者は、市民活動団体登録申請書に規約等、構成員名簿及び市民活動団体状況票を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合において、登録をしたときは、当該団体の代表者に対し、その旨を通知するものとする。

3 地縁による団体その他市長が前条に規定する要件を備えていると認める団体にあっては、前2項の規定による手続を要しないものとする。

(市民活動団体の登録の変更届)

第8条 前条第2項により登録を受けた団体(次条において「登録団体」という。)は、同条第1項の申請内容に変更があったときは、速やかに、市民活動団体登録変更届に変更後の内容を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(市民活動団体の登録の取消しの手続)

第9条 市長は、条例第9条第4項の規定により登録団体の登録を取り消すときは、あらかじめ当該登録団体へ取消しの事由等必要な事項を通知しなければならない。

2 登録団体は、条例第9条第4項の規定により自ら登録を取り消すときは、市民活動団体登録廃止届を市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、当該事務を所管する部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

2 省略

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。